

1 - (1)

定 款

株式会社 ステムセル研究所

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ステムセル研究所と称し、英文では StemCell Institute Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 細胞の受託管理及び輸送事業
- (2) 生体組織由来成分の抽出、精製、加工、保管、検査及び販売事業
- (3) 細胞を利用した新治療法の研究開発及び普及
- (4) 貨物利用運送事業
- (5) 医薬品及び医療器具の研究開発、製造、卸及び販売事業
- (6) 医療用施設の運営及び管理事業
- (7) 上記各号の業務及びこれらに相当する業務を営む国内及び外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,460,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがある。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第38条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- 2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

(附則)

- 1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

実施期日

1. この規程は、1999年8月5日より実施する。
2. この規程は、2003年9月30日より実施する。
3. この規程は、2004年4月12日より実施する。
4. この規程は、2004年9月29日より実施する。
5. この規程は、2005年9月29日より実施する。
6. この規程は、2006年9月28日より実施する。
7. この規程は、2012年9月25日より実施する。
8. この規程は、2013年9月30日より実施する。
9. この規程は、2019年2月21日より実施する。
10. この規程は、2019年12月26日より実施する。
11. この規程は、2020年6月29日より実施する。
12. この規程は、2020年12月15日より実施する。
13. この規程は、2021年6月29日より実施する。
14. この規程は、2022年6月23日より実施する。

規程改廃の記録

- ① 1999年7月27日 認証
- ② 1999年8月5日 会社設立
- ③ 2003年9月30日 一部変更
(第5条の株数4,400を9,200に変更)
- ④ 2004年4月12日 一部変更
(第1条：英文社名を表示変更追加、第7条：名義書換代理人を新設、第10条第3項：招集通知の期間短縮を追加、その他条数を繰下げ調整)
- ⑤ 2004年9月29日 大幅変更・修正
(第8条：株式取扱規則追加、第12条第2項：特別決議定足数緩和規定挿入、第13条：議決権の代理行使規定を新設、第15条：取締役の員数を5名以内から7名以内に変更、第29条：取締役会決議方法を削除、第21条：取締役会規則を新設、第22条：取締役・監査役の報酬を、総額記載方式から総会決議で定める方式に変更、第28条：配当金除斥期間規定を新設、その他不要条文の削除、一部字句・表現と条数調整変更。)
- ⑥ 2005年9月29日 一部変更
(第17条：取締役の任期を2年から1年に変更)
- ⑦ 2006年9月28日 大幅変更
(会社法施行に伴う変更)
- ⑧ 2012年9月25日 一部変更
(第7条：株券発行から不発行へ変更、第10条第3項：株券喪失登録簿の記載削除、第11条：手数料の記載削除、第23条：社外取締役及び社外監査役の責任限定契約を新設)
- ⑨ 2013年9月30日 一部変更
(第13条：基準日を変更、第27条：事業年度を変更、第28条：基準日を変更、附則第1条を新設)
- ⑩ 2019年2月21日 一部変更
(第5章：監査役及び監査役会を新設、その他条項を見直し)
- ⑪ 2019年12月26日 大幅変更
- ⑫ 2020年6月29日 一部変更
(第7条：株式の譲渡制限、第8条：株式の割当てを受ける権利等の決定を新設)
- ⑬ 2020年12月15日 一部変更
(第2条：目的の変更、第7条：株式の譲渡制限を撤廃、第8条：株式の割当てを受ける権利等の決定を撤廃)
- ⑭ 2021年6月29日 一部変更
(第1条：商号英語表記変更、第2条：目的の変更)
- ⑮ 2022年6月23日 一部変更
(第15条：インターネット開示とみなし提供を廃止し、電子提供措置等を新設。効力発生日等に関する附則を設ける)